

親の財産管理について ①

最近、40～60歳代の方から数多く寄せられるのが、親のお金の管理についてのご相談です。

「親がどうやら認知症になった様子。成年後見人をつけるにはどうしたら良いか？」

「親に認知症の兆候が見られる。認知症だと銀行に知られると、口座を凍結されてしまうとのことなので、今のうちに、家族信託を準備しておきたい」



このように、インターネット上でのさまざまな情報を頼りに、親が認知症になると、親の医療や介護のためのお金も銀行から引き出すことが出来ず凍結されてしまうので、事前に備えるには家族信託を、もうすでに手遅れであれば成年後見制度を使うしかない・・・という認識の方が多いようです。

中には、母親が介護保険の認定申請で「要支援」の認定を受けたことを、認知症の診断を受けたことだと認識しまう子供世代もあり、もう手遅れで銀行口座が凍結されてしまうので、早く成年後見の申立てをしなければと焦ってしまうケースもあります。介護保険の認定と認知症の診断とは、まったくの別物です。要介護認定が出たことにより銀行口座が凍結されてしまうことはありません。

とはいえ確かに、銀行口座の名義人である親が、認知症により実際に判断能力を喪失してしまっていたら、家庭裁判所から選任された「成年後見人」がその銀行口座を管理するという方法が、一番の正攻法であることに間違いはありません。

しかし、成年後見人を選任する権限は裁判官にしかなく、必ずしも親族が成年後見人を選任されるとは限らず、第三者の弁護士等専門職が選任され、親の財産から高い報酬を支払い続けなければならないかもしれない・・・ということも事実です。なるべくなら、成年後見人が必要になる事態を避けるべきだと子供世代が考えるのも当然かもしれません。

そこで、親がまだ元気なうちに「家族信託」を整えておきましょうというネット記事にたどり着く人が多いようです。「家族信託」とは、親世代が元気なうちに将来に向けた財産の管理や処分をすべて家族の中の誰かに任せてしまうための契約です。

家族信託は、大切な財産の管理・処分を頼めるような家族がいる人にとっては、認知症対策の福音になるような気がしてしまうかもしれません。一方、家族信託の契約書は大変複雑なものになりますので、専門家に依頼しなければきちんと作成することは難しく、その費用がかなり高額になることが多いと言われています。とすると、賃貸物件を所有しているとか事業承継の必要があるとかの事情がない限りにおいては、果たして関係性の良い親子が「家族信託」まで締結しておく必要があるのでしょうか。

次回、「家族信託」や「法定後見」によらない親の財産の備えを考えてみましょう。